

お客様・お取引先様へ

ご来校時の検温実施のお願い

この度、当校では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の集団感染拡大を受けてお客様の学科技能教習及び検定試験、各講習の受講時、またお取引先様のご来社の際に体温計測を実施させて頂くことになりました。皆様には、ご不便をお掛けいたしますが感染防止と職員の安全確保の為、下記の点について、何卒ご理解ご協力をお願いします。

記

- ・ 厚労省により「37.5 度以上の体温が 4 日間以上続く場合は、検査機関へ速やかに相談」の旨、通達が出されています。このような場合、または、体調が優れない状態においてはご連絡の上、ご来校をご遠慮頂きますようお願い申し上げます。
- ・ ご来校の際、38.0 度以上の体温が計測された場合、教習並びに各講習を受講して頂く事ができません。なお、その際のキャンセル料金は頂かないこととします。
また、当該措置により教習や検定、または各講習が受けられない場合により生じたお客様の不利益に関しては、当校は一切の責を負いかねます。
- ・ お取引先様につきましては、前述同様にご来社時の検温によって 38.0 度以上の体温が計測された場合、または、当面の間においては、ご来社による方法以外のご連絡の方法を講じていただきますよう、ご配慮をお願いいたします。

以上

仙台赤門自動車学校
代表取締役 國分 活妙